

## 皇室制度史料編纂ノート(二)

## 皇室制度調査室

はじめに

皇室制度調査室では、現在『皇室制度史料』儀制編の編修を進めており、編修過程において得られた新知見を「皇室制度史料編纂ノート」として『書陵部紀要』第七四号に紹介した。本稿はその続編として、昨年度刊行した『皇室制度史料 儀制 踐祚・即位二』（以下『踐祚・即位二』と称する）の編修を通じて明らかになった知見を三点紹介する。

なお、一は神戸航介、二は鈴木蒼、三は吉松大志が執筆した。

## 一 久寿二年の『山槐記』

当部所蔵九条本『踐祚記』（函架番号…九一五二八〇）一冊は、江戸時代中期頃の newborn 本で、内題に「踐祚後白河院 不知記」とあり、何らかの日記から久寿二年（一一五五）七月二十三日条を抜粋したものである。この日記の記主は本文中からは知られないが、文体や以下の根拠により、当初から本書は

『山槐記』逸文ではないかと考えていた。すなわち、久寿二年の『山槐記』は、久寿元年正月と合わせて節略文しか現存していないが、九条本『踐祚記』に「依服假日自去六日籠居」とあるのが、節略本の久寿二年七月六日条に「播磨介入道入滅、依服暇居」とあるのと対応しているのである。しかし決定的な根拠とまでは言えず、前冊（『踐祚・即位一』）の段階では明示しなかった。

その後の調査の過程で、『薩戒記』正長元年（二四二八）七月二十八日条（後花園天皇踐祚の記録）に、「久寿深山御記云」（『深山御記』は『山槐記』の別称）として、節略文にはない記文があり、これが『踐祚記』と一致することに気がついた。前述の論拠と合わせ、本記文を『山槐記』逸文と断言することが可能になったのである。さらに、『踐祚記』の親本とみられる古写本を見いだすことができた。それが当部所蔵九条本『凶事式并代々儀』（函架番号…九一六三三）である。

本書はもとも縦二九・六cm、横二五・九cmの冊子本で、現状は当部で袋綴を一丁ごとに開き、裏文書が見えるように改装している。江戸時代前期の青色の後補表紙に打付書で外題「凶事式并代々儀」とある。表紙を除き墨付

は全七一丁で、第一丁は旧表紙であり、旧外題「凶事式并代々儀」があり、花押が付されている。七〇丁裏の奥に「諒闇記墨付六十七丁、除表紙、後慈眼院御筆、令一覽畢、藤原兼孝也」と、九条兼孝の一見奥書があり、本文は後慈眼院すなわち九条尚経の筆で、尚経が自ら編んだ部類記であろう。

冒頭には「西記」として、『西宮記』臨時八のうち、太上天皇皇祖母后崩・天皇崩事・皇后崩事・太子薨事の各条を載せる。この部分の『西宮記』古写本は、尊経閣文庫に卷子本甲卷十二臨時己、卷子本乙卷十二臨時己、卷子本丙卷十二臨時己、大永本第八冊があるが、『凶事式并代々儀』の本文傾向は卷子本乙と一致する。乙本は九条家旧蔵本の系統と目され、本書所収の「西記」は九条家に伝来した『西宮記』からの引用と見てよからう。

次に八丁表から「凶事年々」として、神武天皇から後花園天皇までの歴代天皇（神功皇后を含む）の崩御の年月日や、讓位後に崩御した場合は讓位の年月日などを列記している。多くが日付のみの簡略な記述だが、冷泉・円融・花山・一条・後三条・近衛・後嵯峨・後光厳の八方については、諸記録より関連記事を抜粋した記文を載せている。このうち近衛天皇の項に、『踐祚記』と同文があり、かつ『踐祚記』では省略された、踐祚後の葬礼関係記事の長大な引用がなされているのである。以上により『凶事式并代々儀』を善本と考え、『踐祚・即位二』では底本を変更した。以下、記録部分の概要をごく簡単に紹介し、紙幅の許す範囲で翻刻を掲げたい。

### ①冷泉天皇

寛弘八年（一〇一一）十一月十六日の御葬礼から翌年四月四日（遺領処分）までの記文。『小記目録』と内容が一致するが、記述内容は若干の相違があり、『小右記』からの抜粋と考えられる。紙幅の都合上翻刻は省略するが、

特に長和元年（一〇二二）正月一日条は『小記目録』より詳細な情報が残されている。

### ②円融天皇

正暦二年（九九二）二月十七日の御入棺から三月一日（七々日法会の籠御忌僧への度者支給）までの記文。新出はなく、これも多くが『小記目録』と一致するので、前掲冷泉天皇と同じ性格のものと考えられる。

### ③花山天皇

寛弘五年（一〇〇八）二月十一日の御遺体移送から三月二十二日の七々日までの記録。新出の小右記逸文である。冒頭に欠損があるが、残画から「花山」の表題が付されていたと見られる。花山法皇の御葬礼前後の諸儀が判明する点で重要であるから、以下に全文の翻刻を掲げよう。

〔治三年カ〕  
 寛和二年丙戌六月廿二日御落飾後經廿三年、寛弘五年戊申二月九日崩、四十、

同月十一日、奉移他所、

小記云、奉移山寺、自院可有御葬送、而院事不令兩処相分、依可无便、此間一定如何者、御葬送夜自本院出給、又有何事、遠近非无其例、遠前朱雀院天曆六年、

近東三条院長保三年、可從宜由相答畢、以陰陽頭安陪吉昌令勘申雜事、造御棺今日巳一点・亥一点、御葬送十七日、乾方、自余不違記、但山作所并色々等行事供奉等人々令定書給

院司、今日公家可被行警固・々関等事云々、左大弁問遣広業朝臣、返事云、可被行者、仍以院別当兼兼朝臣有遺詔、可被止葬官・举哀・山陵・国忌等事、可用凡人礼事、令触外記、於陣外可触之由仰之、畢左大弁云、以昭登親王令奏詞可触歟者、見前例不見親王令奏由、只有院司奏、自辰剋至未剋俳徊、心神極惱、仍退出、抑山作所事、召仰使官人畢、入夜権左中弁来云、

今日内府行警固・固闕事、但固闕被付国司、廢朝不及御葬日、不可然事歟、  
 同月十二日、自今日廢務五箇日云々、件事必可及御葬日、而御葬日以前其限  
 滿者、御葬日可改歟、今日雖有警固等事、廢務事可及御葬送日之由、示広業  
 朝臣、又臨時祭可無御前歌舞者、晚頭參改院、今日院序修初七日御誦經、觀  
 音院今日当五日、明々日々次不宜、仍今日縮修而已、布施物調布五十端、以  
 八木准修之、

同月十七日、御葬送也、自本院被行之、前朱雀院御例也、  
 同十八日、御骨持上横川、其処御存生時令召給云々、入道中将判官代信忠相  
 副參上横川、御骨可散云々、納平宮、以絹縫裹其上、先日以朱雀院例相示入  
 道納言也、

同月廿日、有解陣・固闕等事、又諸祭停止宣下畢、  
 三月廿二日、七々日御法事也、於本院被修、七僧外題名僧百口、旧年京官御  
 給有刑部丞之其任料、又殊申給爵宛件御法事、七僧法服・布施絹・米有差、  
 題名僧正絹、米三石、調尽御装束、被修御誦經、仏・經・金泥、存例、御  
 願文々生博士以言作、式部大輔々正申障替也、資平自院退出云、公家依御衰  
 日無御諷誦、冷泉院東宮被行之、

④ 一条天皇

寛弘八年七月六日の雜事定から寛仁四年（一〇二〇）六月十七日条までの  
 『小右記』の節略文。大半は既知の記文であるが、寛仁四年六月十七日条は  
 短文ながら逸文であるから、以下に翻刻を示す。

寛仁四年六月十七日、一条院御骨奉移円融院耳、

⑤ 後三条天皇

延久五年（一〇七三）五月七日の後三条上皇崩御から、翌年五月二十三日

の諒闇終わりの大祓に至る新出の記文。同様の内容は『師守記』貞治三年  
 （二二六四）七月九日条所載の二通の勘例により知られる。本書所収記文の性  
 格は明らかでないが、『師守記』所載勘例と共通の内容を持ちつつ、より直  
 接的に当時の記録を引用していると見られる点で貴重であり、後三条上皇の  
 御葬礼に関わる基本文献となり得る。以下に全文を翻刻する。

治四年、延久五年癸丑四月廿一日御出家、法名金剛覺行、同五月七日崩、  
御年四十、未時權中納言藤原経季卿参着仗座、有警固事、三関警固可付国司之由、  
 被下宣旨、又自今日迄太上皇御葬日諸司可廢務者、今日戌時御入棺也、

同月十一日、甲寅、權中納言源隆俊卿・参議同隆綱卿参着仗座、被定申太上  
 皇初七日七ヶ寺御誦經使、除大安寺入円宗寺、依寛徳例大略被定之、又被下  
 御葬料宣旨、米二百石、絹二百疋、信濃布三百段、調布二千端、

同月十七日、庚申、權中納言源隆俊卿参着仗座、須臾前丹後守藤原公基朝臣  
 参入左衛門陣外、大外記中原朝臣師平出会之令申云、太上天皇遺詔云、素  
 服・拳哀・山陵・荷前等可停止者、以此旨令申上卿、即以藏人右少弁大江匡  
 房被奏遺詔旨畢、被仰聞食由、次召弁仰云、素服・拳哀可停止者、兼又一暮  
 之間可停止宴飲・作楽・着美服者、是日戌時御葬送也、（岳之）（原カ）神楽岳南尾、御骨奉  
 納禅林寺、亥時天皇御倚廬有御服事、公卿并殿上人等給素服、以昭陽舍北屋  
 東妻為倚廬云々、

同月廿一日、甲子、於左衛門陣外被立被立初七日・二七日御誦經使、（前）常住寺、  
仁和寺、廣隆寺、東寺、西寺、  
（或）円城寺、円宗寺、初七・二七日日次不宜、仍臨時被立也、權中納言源隆俊  
 卿・参議同隆綱卿参入行事、次被定申御齋会事、陰陽寮勘申日時、  
 同月廿四日、丁卯、權中納言隆卿・参議同経信卿参着仗座、被定申三七日御  
 誦經使、被定御齋会僧名、百七、又行事所始也、（一本御書所、



同月十七日、甲寅、被定故院御法事僧名、即以一本御書所為行事所、上卿以下参着、有饌、

同年五月五日、壬寅、於円宗寺被修故院周暮御齋会、関白以下参入、

同月七日、甲辰、故院御正日也、於陽明門院、於円宗寺被修法会、

同月十三日、庚戌、被定涼闇畢由大祓日時、

同月廿三日、庚申、於朱雀門被行亮闇畢由大祓、

⑥近衛天皇

前述のとおり『山槐記』逸文である。久寿二年七月二十三日の近衛天皇崩御から同年九月八日の延勝寺御法会までを収める。その記文は他に比して長大であり、紙幅の都合上全体の翻刻は困難であるから、ここでは『踐祚・即位一』・『踐祚・即位二』で分割して引用した久寿二年七月二十三日条の翻刻を掲げる。

治十四年、久寿二年乙亥七月廿三日崩于近衛皇居、

午一点昇霞云々、依服仮自去六日籠居、今日不祓候、今生遺恨也、加賀守定

隆為殿下御使参鳥羽院、歎息天下如暗、無指継体、举世不審虫損入晚檢非違

使為信院近習之者也為御使持参御虫損之後、有御返事、其後可有御出、前

耻着束帯可参之由被仰下、雖然新帝不被風如何君、亥剋殿下着束帯令出鬼間

之弘庇給、先以藏人召權大納言、宗能、次以同藏人召大宮大納言、伊通、着直衣、

自宮御方被参、召切灯台、与両納言引御覽日記、每事被評定歎、新帝御所高

殿云々、頭左中弁光頼朝臣以出納友安、渡御否之由、度々雖遣、令本定御直

一御之由空以天曙畢、被献劍璽事、於今者今夕之由、殿下被仰了、令帰御直

廬給了、人々皆以退出、民部卿、宗輔、權大納言、宗能、侍従大納言、成通、左衛

門督、重通、右衛門督、公能、藤中納言、季成、右大将、兼長、中納言中将、師長、別

当、忠一、堀川中納言、経定、右新宰相中将、経宗、藤宰相、公通、左大弁、資信、右兵衛督、雅通朝臣、右大弁、朝隆朝臣、近衛中将成雅・光忠、少将行通、実長、俊一、一定房、公光、

已上雖参上、依延引退出了、昇霞之時参上々達部、大宮大納言、堀川中納言、

右宰相中将、藤宰相、左大弁、右武衛、右大丞、

同月廿四日、不堪遭哀祇候、無人寢寢、每時如夢、恋慕之涙漣漣無乾、漸及

黄昏、藏人左衛門尉泰経仰出納・小舎人等主殿司被之、時簡等渡、

潤双襟思焦寸腸、子剋自近衛内裏被献璽・劍於今宮、御所高松殿、今朝自一院被献殿行啓高松殿云々、日来新院御同宿、先帝兄仙院第四親王、母故待賢門院同母弟、諱雅仁、大略如行幸儀、但步行、公卿・近衛

司供奉、諸衛可供奉歎、然而一不参一、近衛司時繪劍、壺胡錄、但大将大理平胡錄、右近中将師仲朝臣上賜、捧神璽、

左近中将成雅朝捧宝剑、各有紫、網覆、先是璽・劍出御儀、内侍一取之、

自階間出御、折東経實子、渡長橋出殿上、放前立部于中門、公卿前行、

大刀契・鈴印・漏剋器相続行列、上官在後陣、大刀契奉渡、右少弁資長御後供奉、

近衛将左右各一人可候、今夜将等不供奉、不審多端、予供奉、御出之時、頭弁被告云、無其支度之間

参上出近衛前宮南門東折、至于東洞院大路南行、至二条大路更西折、至西洞

院大路南折、入自新宮西門之途敷筵道、每辻引幔、供奉上達部・近衛将大略

如去夜、但左大将被参、右大将・中納言中将不被参、殿下蜜々乘御手輿、自

閑道令参上給云々、近衛将置劍璽於昼御座云々、内侍遅参之間、終夜女房守

護、暁天内侍阿波、参上、置夜御殿云々、

次于仗座中門廊用之、奥、端并宰相座各敷置二帖、内府召内記前一如元可為関白之由被仰下、

即宣命草進清書等如常、天皇詔良方宣御命遠衆聞食宣布、関白前太政大臣藤原

朝臣者、久輔朝政天為国重臣利、見其誠心仁、尤堪寄記利、然則皇太子天日嗣乎

承伝賜之一專致保輔之天、万機巨細、百官惣已、皆先関白於公一如旧尔之一天

之事更如前勢与宣御命乎、衆聞食止宣一、

久寿二年七月廿四日

大内記遠明草之、頗有謗難云々、

詔趣前後向背歟、

内侍所・大刀契被奉渡御殿東廊了、

鈴印置西中門北腋、

次藏人頭并殿上人等被仰下、

藏人頭右中弁光頼朝臣先朝頭、下  
藤頭也、

藏人左衛門權少尉高階泰経先朝  
一藤、

橘以政一院

又被仰昇殿之公卿・侍臣、供奉上達部一（帶脱力）  
近衛司計歟、劍之人如元、又被仰閑白牛車宣旨、

又被補一口三人、先朝一・四・五藤被渡之、先朝二藤成永為素服、三藤内舍人信遠下  
向越後国之故、被渡四・五藤也、但惟宗

信綱右衛門尉信澄子、雖為末座、依為内舍人、為院宣、先年比被免四郎座籍畢、仍信綱可被之  
由訴申云々、然間可依上日次第之由、殿下被仰下云々、今夜又一籍且似未定歟、信綱訴頗

非歟、抑今夜可申文籍歟、嘉、出納為弘一先朝  
承申之、尤不審、可尋事也、相具御一被仰昇殿人々於庭拜

舞、昇殿々上居饗、主殿一司被渡二人、倉若小  
主殿女、小舍人三人、守時、友  
弘、則弘、所衆今

夜無沙汰、中務省置版位、被奉累代渡物、御笏納御倉歟、可尋、御倚子立殿

上、大床子・同御厨子立御帳間西頭、此内裏無御  
帳之一率爾也、師子形立御座南、依無御帳只  
供一

今日御遊具不被渡、日記御厨子同一供朝夕膳、頭弁  
陪膳、

主上着御歟、可尋、

抑臨此時内侍不參、以藏人泰経頭弁申殿下、還御本殿  
之後也、本是為勾当内侍土左可渡

也、然殊馴仕一帝悲歎切歟、申所勞大急之由固辞、尤哀事也、仍阿波内侍

第二、被渡之云々、但第二被渡之条一打任事歟、

⑦後嵯峨天皇

文永九年（一二七二）二月十八日の遺詔奏から、翌年二月十九日の諒闇終わりの大祓までにかかる新出の記文。この時期の記録は他にほとんど伝存せず、本書所収の記録は極めて貴重である。内容は事実のみを極めて簡潔に記述する形式で、あるいは⑤と同様の性格のものか。

⑧後光厳天皇

応安七年（一三七四）正月二十九日の後光厳上皇崩御から、翌年正月二十九日の周忌御法会までの記録。その内容は国立公文書館所蔵興福寺大乘院本『神木御動坐度々大乱類聚』（請求番号：古三―三八二）と同じ記事が多数ある④。同書は興福寺大乘院門跡尋尊編の春日神木動座の先例集で、『凶事式并代々儀』所収の記文も同一の祖本より抽出されたものと考えられるが、『神木御動坐度々大乱類聚』に含まれない逸文もある。

以上、極めて簡潔な紹介ではあるが、詳細な検討は他日を期することとし、まずは第一報として報告する。なお、当部の画像公開システムにてカラー画像を閲覧することが可能である。

二 東山御文庫本『由奉幣行幸記』について

『踐祚・即位二』第三章第一節「即位定・即位由奉幣使発遣」では、即位由奉幣に関わる史料を引用している。今回当室では、後醍醐天皇の即位由奉幣について記した『由奉幣行幸記』なる記主不明の史料（以下、本項では本史料と称する）を、万里小路宣房の日記『万一記』の逸文ではないかと推測し、『踐祚・即位二』にもそのように記した⑤。しかし、その後の検討により、本

史料は『万一記』ではなく、別人の日記である可能性が高いと考えるに至った。ここに改めて史料の紹介・翻刻を行うと共に、記主が宣房ではないと比定した根拠を示したいと思う。なお、翻刻については末尾に記す。

まず、本史料の概要を述べる。『由奉幣行幸記』はいわゆる東山御文庫勅封御物である。整理番号は勅封一四二一四。袋綴の冊子装で、大きさは冊子を閉じた状態でおよそ縦二九・〇cm×横二二・二cm。茶色の表紙に「由奉幣行幸記文保二年」とあり、後ろの遊紙の表側に「明暦」の朱印が捺されている。外題は後西天皇の宸筆とみられる。丁数は全一〇丁、うち墨付は八丁（二・九丁）、一丁あたりの行数は一〇行である。

「明暦」印の存在から、本史料は江戸時代前期、後西天皇の存命中に禁裏で作成された写本の一つと考えられる。<sup>⑥</sup>内題には「御即位由奉幣神祇官行幸記」とあり、表紙外題と一致しないが、表紙外題の『由奉幣行幸記』が、写本作成時に新たに付けられたものとみてよいであろう。現段階では、本史料の親本や同内容の写本などは発見されていない。

内容は日次記の抜書、もしくは別記であり、全編にわたり、文保二年（三一八）三月十六日に行われた後醍醐天皇の即位由奉幣の様子が記されている。ただしその構成は、記主を「予」として、儀式の様子を時系列上に記す前半部（冒頭「予時卯剋也」まで）と、一つ書で、あるいは前行から一行空けて儀式のトピックを列挙した後半部（「一、幸路」～末尾まで）に二分される。前半部は、記主「予」が儀式に参列した当時の体験から記した部分であり、後半部は、より儀式の情報を補うために、伝聞その他によって記した部分であると考えられる。

人名の整合性や儀制から、本史料が文保二年の記録であることは疑いない

が、記主については文中に明確に示されず、内容から探らねばならない。以下、手がかりとなる部分を挙げていく。

即位由奉幣は、複数の次第によって構成される儀式である。今回の例に沿う形で一連の儀式を記すと、まず事前の儀式としてA大殿祭、B大祓、神祇官でのC幣を裹む儀があり、ついで内裏で宣命の奏聞や行幸召仰などのD陣儀がある。それらが終わるとE神祇官への行幸があり、神祇官でのF発遣儀を行う、という順序になる。

今回「予」がどのように奉幣に関わったかを検証すると、まずA・Cについては、前半部に「是以前左中弁率神祇官人中臣、忌部、有大殿察事、」<sup>⑦</sup>「先有幣裹儀、」などと簡潔に記されるのみで、関与の形跡はない。Bに関しても後半部に伝聞形式で「建礼門大祓、参議九条宰相光経卿・右大史盛宣等参行之」と大略だけが記される。このことから、「予」が神祇官関係の家の人物、もしくはこれらの行事の官人であるとは考えにくい。また、D・Eも、後半部に「史遠久語云：」として、史からの伝聞により記しているから、参加してはいないと考えられる。「予」がこの日に参列した公事は、Fのみなのである（前半部の記述は神祇官でのE・Fの様子のみ）。しかも「予」はFにおいても、終始「上官幄」に控えたままであり、行事として参加はしていない。彼がこの日の儀式のなかで行った仕事は、前半部の冒頭に記される、儀式に先立ち天皇出御の「申沙汰」のために史や装束使を差し遣わしたことで、神祇官で儀場の装束に奉仕したことの二つだけである。

このように儀式での「予」の行動を整理すると、「予」は「上官幄」に入ったことから上官（弁官・外記・史など）であり、かつA～Fいずれの行事でもない人物と分かる。すなわち、本史料の時点で公卿層に達しており、上官

でもない万里小路宣房（当時散位前参議）は、本史料の記主ではあり得ない。では、本史料の記主は、当時在任していた上官の中で誰に当たるのか。本史料における儀式の際の座次から、それについて考えてみたい。参考となるのは、前半部にある次の二つの記述である。

①其後頃之御輿令人北門給、此時公卿等列居地上、（註略）左中弁成隆朝臣・予兩人列居幔北、

②左中弁成隆朝臣着上官幄、件幄西上对座、弁着北座、（經幄末着北座西第一間南面、（中略））予着同幄、（北座南面西第一間、（中略））少外記康綱着南座、（第五間北上、無縁半帖、）

①は、乗輿が神祇官到着後、公卿が列立し、それとは別に左中弁成隆と「予」が列居したという記述、②は①のやや後、上卿・公卿が幄に入った後の動作で、左中弁成隆・「予」・少外記が同じ上官幄に入り、成隆は「北座西第一間」、「予」は「北座南面西第二間」、少外記は「第五間」に着したという記述である。

一読した印象では、左中弁と共に行動する「予」は弁官のように思われるが、鎌倉期の即位由奉幣の例を通覧する限り、弁官は儀場外での見聞といった例外を除き行事の一人のみが参加しており、複数人で発遣儀に臨むことはないため、「予」は弁官ではない。したがって、このような場面で「予」の位置にいる官人は誰か、確認する必要がある。幸い、鎌倉時代の即位由奉幣発遣儀については、後嵯峨天皇・後深草天皇・龜山天皇の例など、本史料より時期が遡るものの、詳しい儀制が分かる事例が複数存在している。そのため、これらを類例として官人の動きを追うことは可能である。

すると①の場面では、本史料・類例共に、基本的には弁・外記・史が公卿とは別に列立しており、上官としてひとまとまりで整列するのが常儀であっ

たと分かる<sup>⑦</sup>。つまり「予」は、外記・史いずれかの人物となる。一方、②の場面では、類例をみる限り、弁・史は奥座に、外記は端座に着するのが常例であったらしい<sup>⑧</sup>。本史料においても、弁と「予」が北座の第一間と第二間（奥座）に隣り合い、外記が第五間（端座）という離れた位置に着座しており、同様の例といえる。そうすると、「予」は史に絞り込まれる。

当時の史の陣容については、本史料の詳細な人名記載や、『官史補任』・古記録等による復元が可能であり、公事に奉仕し得る現役の史としては小槻千宣（官務左大史）・小槻冬直（左大史）・安倍盛宣（右大史）・高橋景職（右大史）・三善遠久（右少史）・高橋俊春（右少史）の六名が挙げられる。彼らの儀式での動向を本史料から確認すると、まず冬直はDに参加したが神祇官には来ていない。盛宣はBの行事を務め、神祇官にも来ているが、「予」が来着したすぐ後、本史料で別人として記されている。景職・俊春はDへの参加後、神祇官に来ており、盛宣と同様の記され方をしている。遠久はDへの参加後、Fの行事史を務めている。「予」の使者として行動したり、儀式の伝聞情報を届けるなど「予」と関係深い人物ではあるが、別人である。

以上より、記主候補としての条件を満たすのは、当時の官務左大史であった小槻千宣ただ一人となる。実際「予」を千宣と想定して内容に矛盾はなく、前述した「予」の儀式に先立つ「申沙汰」は行事所官人としての行動<sup>⑩</sup>、後半部で官方の調進物を「渡」したのは官務としての行動、そして「史遠久」からの伝聞も史の下僚関係によるものと、記主の挙動を全て整合的に理解できると、確言は避けるが、記主「予」は小槻千宣である可能性がきわめて高いと考えられる。

小槻千宣は官務家の生まれであり、文永年間に分立した壬生・大宮二流の



うち、壬生家の嫡流として応長元年（一二三二）～元亨二年（一二三三）まで官務の地位にあった<sup>①</sup>。日記を著して然るべき人物であるが、これまでに彼が記した記録などは知られていない。本史料は、後醍醐天皇の即位由奉幣に関する唯一の詳細な記録である点などから、元来高い史料の価値を有しているが、もし筆者の推定に大過なければ、近世写本とはいえ千宣の日記の逸文が初めて見つかったことになり、その意味でも貴重である。

また、後半部にある儀式料物や神祇官修造に関する本史料の記述は、当時の公事の様相を知るうえで有用であり、儀式参列者の顔ぶれからは、後醍醐朝最初期における政局を察知し得る。本史料は僅か一日分の記録ではあるが、多くの事実を我々に教えてくれるのである。

〔翻刻〕『由奉幣行幸記』

〔外題〕由奉幣行幸記 文保二年

御即位由奉幣  
神祇官行幸記

文保二年三月十六日、丁丑、晴、被發遣御即位由奉幣使、仍有行幸神祇官、出御事為申沙汰差進指次史遠久・裝束使史生職政於内裏了、予着束帶、巡方、乘松明直參神祇官、於郁芳門下車、入北門昇正庁、奉仕御裝束、其子細注付指図並別紙了、今度斑幔不足之間、少々引之、六府幄又引之、先有幣裏儀、正庁西第一間左中弁成隆朝臣南端北・忌部神祇權大副親重宿祢等參着被其沙汰、無程裏畢御幣奉安東間、机上也、内藏寮史生參仕可、南面薮此後打付、一位大納言師信卿・吉田前中納言定房卿各衣冠、參候、大床子前程予謁了、祭主蔭直朝臣參会、同謁之、奉仕之後、予於庭上庁屋敷床子候之、右大史盛宣・左官掌盛繼等參之、其後少外記康綱、權少外記有尚、右大史景職、右少史遠

久・俊春、大内記行親、少内記定弘等參之、各内裏儀、了參之歟、其後殿下御參、自北面東第四間御簾令入給、行幸以前内侍參入、内裏出御以、後被參云々、於東面四足門下令下車、敷筵道入自南面東第五間障子也、是以前左中弁率神祇官人中臣、忌部、有大殿寮事、入自北面御輿寄間、於大床子前有此儀也、清大外記良枝參神祇官北門外也、及寅剋許御輿入御、先公卿等參入、入自幔門東妻列立、幔内大炊御門大納言冬氏卿不供奉行、幸直參会、西園寺新大納言実衡卿・殿大納言殿師基・三条中納言公秀卿・春宮大夫公賢卿・春宮權大夫具親卿・新中納言為藤卿・富小路中納言公修卿・新宰相実秀卿・九条宰相光経卿・園宰相其成卿基・右大弁宰相俊実朝臣、以上十二人、西上南面一列、其後左大将殿内経御參内、所令立上首公卿前給、西面、其後頃之御輿令入北門給、此時公卿等列居地上、突膝居、令安座、左中弁成隆朝臣・予兩人列居幔北、地上、南、上西面、御輿、葱花、奉昇居、筵道上、東面、主上下御、殿下令候御裾給也、其後殿大納言殿令着公卿幄給、件幄西上对座也、端座南、前兼置諸司軾、殿大納言殿脱力經西面幔北令着北座北也、第二座南面、給、三条中納言公秀卿第三間南、北座・春宮大夫公賢卿第四座南、北座・九条宰相光経卿第五間北、南面、着同幄、左中弁成隆朝臣着上官幄、件幄西上对座、弁着北座、経幄末着北座西第一間南、面、自後着之、黄端半帖、予着同幄、北座南面西第二間、黄端半帖、經幄東、少外記康綱着南座、第五間北上、次上卿殿大納言殿召々使、召左中弁進軾、被問幣物具否、申令具之由帰着幄座、次召外記康綱被問使々參否、次上卿起座令移着外記屋給、西一間前、居軾南面、左中弁着同幄西第三間、外記康綱・史遠久・少内記定弘着同第四間、北上、西面、上卿召内記召宣命、庁東第一門南面扉召左中弁令開之、次天皇召舍人、二音、高大、如節会内弁、大舍人代称唯、少納言信雅進版、中臣・忌部參入立版、御幣發遣之儀如例、此時予令平伏了、此間上卿召々使、召王使給宣命、其後上卿以下起外記屋、着幄座之公卿等同起座、予又起幄座了、其後公卿出北門、此後寄御輿、如初奉昇居、地上筵道上、左中弁・予兩

人列居幔内、南上、西面、畢御輿令出北門給之後、予退出了、于時卯剋也、

一、幸路、内裏富小路殿也、京極以西、二条以北、東礼皇居、出御左衛門陣、京極大路南行、二条大路西行、洞院東大路北行、郁芳門大路西行、同門入御、幸路入御待賢門之条為虫損、□□之由、於内裏有被申出□□□□此条任正元例住進了、〔注〕争可注進新儀哉、其 upper 其子細見弘安十一年記、雖向後如此可注進歟、

一、行幸之後可閉神祇官北門之由、弁被下知之間、加下知閉之、

一、行幸之時公卿列立之後、序北面屏代幔主殿寮官人守尚撤之了、

一、帛御服・御辛櫃・御手巾以下具内藏寮々官致用意參候、伴辛櫃以下置序北面庇西一間御簾内了、

一、今度官方調進御裝束事、御簾八間、

南障子四間、此内四枚広障子、□□□□  
□□□□<sub>〔虫損〕</sub>

御座九帖、縹網二帖、西面三帖、高礼半帖、  
一帖縁端、畳三帖、但三帖、<sub>用云々</sub>

突立障子三基、正元以絹之、今度以布張之、為近例云々、  
在黑漆、居縁敷錦、高五尺許、広六尺許、

灯爐二蓋、在綱、

灯台三本、黒漆、金銅  
金物、打敷、

以上以用途六千疋、以即位用途、越前国役内、  
先可用之由、弁被下知之、

装束使調進云々、

一、用官方御裝束色々

朱漆御椅子一脚、在半、帖齒、

二色毯代一枚、

大宋屏風、所用九帖敷、

大床子二脚、在面、

厚円座一枚、

以上渡之、此外鎮子等今度不置之、

一、諸司役事

捍部三間、切懸五間、修理職、御簾々代与□□間也、  
切懸八簾代ノ上二在云々、<sub>〔虫損〕</sub>

差筵、小筵、筵道所々座薦、以上掃部寮、

幌一帖两面、筵道、内藏寮、

幌二帖用途千疋、為左中弁奉行被付足云々、

弘筵、諸国、大藏、幔、大藏、簾代斑幔、主殿寮勤、寮家、  
所在幔不足之間、

要枢所々  
外略之、

所々幄、大藏省、六府幄、本府不令期上、  
木工寮、依入夜無屋、<sub>〔合〕</sub>

御幣案二脚、本官、  
黒漆、

版位石二、本官、

油、行所  
沙汰、

郁芳門代、大藏省、幄  
高打也、

同門前仮橋、修理  
職、

此外御手水料主水司相催了、具足等藏人方沙汰云々、

一、四姓使

王、從五位下兼頭王、

中臣、祭主神祇大副大中臣朝臣蔭直、卜部、神祇權大副卜部宿祢兼夏、正四位下、

忌部、神祇權大副齋部宿祢親顯、

一、御輿下御之後奉安御輿宿、東面、

神祇官不設御輿寄、

御輿葱花、任正元例不具腰輿、大刀契奉置北序北面庇東第四間御簾内、

一、幣料

## 一、御麻事

入御之時於神祇官北門獻之、

建礼門大祓、参議九条宰相光経卿・右大史盛宣等参行之、建礼門跡打大藏省  
幄、参議・史西上南面一列着座、神祇官進供物、次申祝之後起座、弁不参之、

史遠久語云、先春宮権大夫具親卿進着陣、官司兼帶後無申文下吉書、藏人大輔行

高奏下内藏寮請奏、弁不参之間、直召史遠久下也、可伝左中弁云々、亥剋也、

不着宜陽殿、次上卿殿大納言殿御着座仗座、直端召大内記行親召宣命草、起

座於無名門前御奏聞、帰着陣之後、召清書奏聞、此間少外記師孝申使王馬事、

次大内記持参清書宣命、同起座奏聞、内覽着陣返給内記、

次藏人大輔有行幸召仰、下幸路注文仰留守事、不下日時、次召大外記良枝、

下幸路注文仰留守事、中院中納言通頭次召右少弁冬方仰御輿御裝束事、其後出

御、于時子終也、無鈴奏、由奉幣行幸先例無之劍璽役人弁宰相中将師賢卿也、供奉公卿

左大将殿内経、西園寺新大納言実衡卿・殿大納言殿師基、三条中納言公秀

卿・春宮大夫公賢卿・春宮権大夫具親卿・新中納言為藤卿・富小路中納言公

修卿・新宰相実秀卿・九条宰相光経卿・園宰相基成卿・弁宰相中将師賢卿・

月輪三位中将忠基卿・右大弁宰相俊実朝臣等也、職事頭隆長朝臣・頭中将光

忠朝臣・藏人少納言藤房・藏人大輔行高等参之、両局大外記良枝、新大夫史

冬直、六位外記泰綱・有高・師孝、史景職・遠久・俊春等参陣了云々、

## 一、奉行人事

奉幣奉行職事藏人少納言藤房、御即位  
奉行、

弁左中弁成隆朝臣、御即位  
奉行、

行幸奉行職事藏人大輔行高、

## 一、本官修造事

伯資清王被沙汰、雖為土用中不憚之、依為神社先例不憚之云々、

## 三 『御即位叙位部類記』と押小路本・九条本

即位に伴う臨時の叙位儀を即位叙位といい、平安時代後期における即位叙位の類例を集めた『御即位叙位部類記』は、これまで複数の写本が確認されている。部類記所収の一部の記事は『大日本史料』などで翻刻され、また即位叙位自体の歴史的意義については田島公・畑中彩子らの専論がある<sup>12)</sup>。近年、本部類記の善本が確認され、『踐祚・即位二』では底本として使用したものの、書誌的な位置づけは未だ定まっていない。そこで国立公文書館所蔵押小路本と当部所蔵九条本を中心に、『御即位叙位部類記』の諸本について紹介し、底本とした根拠を示したい。

『御即位叙位部類記』は、『通俊卿記』応徳三年（一〇八六）十二月十六日・十八日条（堀河天皇）、『時範記』同十六日条、『水牙記』嘉承二年（一一三三）十一月二十九日条（鳥羽天皇）、『中右記』保安四年（一一三三）二月十六日条（崇徳天皇）、『朝隆卿記』同十五日・十六日条、『頼業記』永治元年（一一四二）十二月二十六日条（近衛天皇）、『山槐記』永万元年（一一六五）七月二十五日条（六条天皇）、『信範卿記』仁安三年（一一六八）二月（正しくは三月）十五日条（高倉天皇）を収載する。現在確認されている主な写本とし

ては、以下の七点が挙げられる。

- ①国立公文書館所蔵 押小路本『御即位叙位部類記』一巻  
請求番号…古〇四六―七八〇。慶安二年（一六四九）十月中原（押小路）師定の奥書あり。目録は「記者」と書し記録名を列記する。令和五年（二〇二三）九月一日現在、国立公文書館デジタルアーカイブでの画像未公開。部類記の後に、清原頼元勘申の嘉暦四年（一二三九）「勘申加階叙位例事」  
勘文が貼り継がれている。
- ②当部所蔵 九条本『御即位叙位部類記』一冊  
函架番号…九―五一〇一。奥書なし。江戸時代初期の書写で外題は九条道房筆か。「御即位叙位部類記撰政直廬参議執筆儀」の首題があるが、これは①の一紙目端裏書を写したものと見られる。書陵部所蔵資料目録・画像公開システム（東京大学史料編纂所H i c A T Plus）でカラー画像が閲覧可能。
- ③国立公文書館所蔵 甘露寺本『御即位叙位部類記』一冊  
請求番号…一四五―〇七七四。蔵書印「甘露寺蔵書」。奥書なし。目録の体裁は①を踏襲した上で、即位した天皇（院号）や各記録の日付を朱で傍書する。また校合のため写本を透写した付箋が三点貼付されており、その字形が①と酷似することから、①を校合に使用したことが分かる。
- ④国立公文書館所蔵 久我本『御即位叙位部類記』一冊  
請求番号…一四五―〇七八九。蔵書印「久我文庫」。慶安二年師定の本奥書、左中将の校合本奥書あり（別紙に記し最末丁に貼付）。目録は院ごとに立項し記録名を記す。国立公文書館デジタルアーカイブには旧蔵者表記はないが、蔵書印により久我本と仮称する。

- ⑤国立公文書館所蔵 坊城本『御即位叙位部類記』一冊  
請求記号…一四五―〇七九四。蔵書印「小川坊城庫」「俊廣」。慶安二年師定の本奥書、同三年七月油小路隆貞の校合本奥書、同年八月坊城俊広の書写奥書あり。目録の体裁は①を踏襲している。③～⑤は国立公文書館デジタルアーカイブでカラー画像が閲覧可能。
- ⑥京都大学附属図書館所蔵 平松本『御即位叙位部類記』一冊  
請求記号…4 / コ / 19。平松家旧蔵。慶安二年師定の本奥書、左中将の校合本奥書あり。目録なし。京都大学貴重資料デジタルアーカイブでカラー画像が閲覧可能。
- ⑦当部所蔵 柳原本『御即位叙位部類』一冊  
函架番号…柳―二七二。蔵書印「柳原庫」「紀光」。奥書なし。目録は表紙に記録名と年月を列記する。『山槐記』について「御即位部類有之、仍略」として日付だけ記して省略されており、柳原紀光による即位関係部類記作成の一環として書写されたものと推定される。書陵部所蔵資料目録・画像公開システムでモノクロ画像が閲覧可能。
- 一見の通り、④～⑥はいずれも師定の本奥書を有しており、①もしくはその写本から転写・校合されていた写本群である。②は目録・奥書がないが、①の一紙目端裏書を首題とすることから、目録が付される前に①を書写したものとと思われる。③は奥書がないが、目録の書式が①を踏襲したものとなっており、同系統と考えてよい。⑦は近世末期の書写で、①を書写した諸本いずれかを祖とする転写本であろう。このように①は、現在確認できる本部類記諸本の祖本である可能性が大きい。その後、押小路・甘露寺・久我・坊城・平松・油小路家といった堂上家の間で貸借・書写・校合が行われたと考

えられる。

では、①・②について詳しく検討していきたい。①は国立公文書館では万里小路家旧蔵とされているが、目録部分の端裏書に「三十九号三卷ノ内」の朱書があり、これは押小路師成が押小路家所蔵文書群を明治十九年（一八八六）に政府に献納した際の『押小路師成献納本書記類目録』（請求記号：二一九一〇一五五）に「卅九 御即位叙位部類記 三卷」とあるのに相当するところから、押小路本と称するのが適当であろう<sup>17</sup>。

現状は一軸に成巻されているが、紙高が部類記（約二八・〇cm）と勘文（約三四・〇cm）とで大きく異なり、また勘文一紙目裏にも「三十九号三卷ノ内」の朱書があることから、もとはそれぞれ別の卷子本であったと推定される<sup>18</sup>。勘文が書写された写本が存在しないこともこれを傍証する。

詳細な書誌情報は別の機会に譲り、簡単に本巻の概要を述べる。現表紙に貼り継がれた紙の裏には題簽「御即位叙位部類記」と墨書「式」がある。ついで記者を列記した目録があるが、左紙継目に「大外記中原師カ定力□□」<sup>19</sup>とあることから、師定が後次的に付したものである。端裏書「御即位叙位部類記」と朱書「三十九号三卷ノ内」が確認できる。続いて『通俊卿記』以下の部類記本文が始まるが、ここにも端裏書「御即位叙位部類記撰政直廬参議執筆儀」があり、撰政の直廬で行われ参議が執筆を務めた即位叙位の事例を集成した部類記であることが知られる。本文の書写年代は未詳だが、師定が奥書で「当局伝本」と称していることなどから、室町時代頃の可能性が大きい。奥書は以下の通り。

此一巻、御即位叙位部類

記者、当局伝本也、筆者

儘不知何人、書写之時

写誤歟、有所未解也、用

本記連々可令校合者也、

慶安二年十月 日

大外記中原師定

勘文は「勘申加階叙位例事」として「少納言叙位四位下例」「策家人叙位四位上例」「左右近衛中将叙位四位上例」「外衛旁」等を立項し、前例となる人名を掲げ在職年数や加階までの歴年を列記する。最古の例は藤原実明の「長承三年二月任少納言」（一一三四）であるが、ほとんどが鎌倉時代の例である。末尾には嘉暦四年正月五日に大外記清原頼元が勘申した旨が記されるが、その裏に「高祖父御筆也 康富」「預于康純了」（康純は康富の養子）、見返し内題に

御即位叙位嘉暦四年例大外記清原頼元勘申康富高祖父権大外記中原康綱真筆康富奥書アリ（『内は挿入朱書』）

とあり、中原康綱が勘文を書写した旨がその玄孫の康富によって記されたことが分かる。その後（おそらく近世以降）の文書整理の際に、表紙が付され見返しにそのことが記されたのであろう。清原家作成の勘文が中原家で書写された経緯は未詳だが、康綱の子康隆について「清家門徒」（『師守記』貞治三年（一一三六）八月二十日条）と評されるように、両家の密接な関係が背景にあったものと推測される。但し、嘉暦四年（元徳元年）は即位年ではなく（在位の後醍醐天皇の即位叙位は文保二年（一一二八）三月二十二日に実施済）、勘申の日付から同年正月の叙位儀に関わる勘文と考えられる。康富が外記在職中に行われた即位叙位の参考資料として本勘文を整理していたのか、後人の整理時に即位叙位関係勘文と誤認されたのかは不明である<sup>20</sup>。

②は九条家旧蔵本で、江戸時代初期の書写と思われる。九条道房の筆跡と  
思しき「御即位叙位部類記」の外題をもつ冊子本で、本文の筆跡は外題とは  
異なる。先述の通り、首題は①一紙目の端裏書と一致し、これは③～⑦には  
みられない。奥書はないものの、後述するように②は①を忠実に書写してお  
り、九条道房とその家司押小路師定という主従関係から推測するに、師定所  
持本①が九条家において転写され、それに道房が外題を書いたものが②であ  
ると考えられる<sup>21</sup>。

さて、②における①の書写態度を詳しく見ていきたい。両者を比較すると、  
おおむね①は草書に近く、②は楷書に近いという書体の違いはあるものの、  
②は①を非常に忠実に（多少の脱字はあるが）書写していることが分かる。例  
えば『時範記』冒頭から二行目（行数は②による）「蔵人撰申文」の三字目は  
①は「撰申」とあるが、②は傍書まで含めて忠実に写している。こうした例は  
『時範記』に限らず全体的に散見する。また『水牙記』冒頭から八行目「為  
公卿座」の一字目は、①は「為」のくずし字で書し、②はその字形をそのま  
ま写した上で「為歟」と傍書している。①のくずし字が判読不能であれば、  
そのまま写した上で、後に検討し傍書を加えていることが分かる<sup>22</sup>。また  
『同』三十六行目「被仰可給禄之由」の三字目について、①は二画目以降が  
「、」で省画され下の「給」と重なって見えづらくなっているが、②はそれ  
を読み取り楷書で「可」と書している（③～⑦は「、」を見落とし「一」とす  
る）。

一方で、①の傍書を書写しない、①の傍訂を採用し本文として記す（『水  
牙記』二十二行目「予」など）、①の挿入符・挿入語句をそのままの形では写  
さず、正しく本文に組み込むといった様相も間々みられ、本文においては②

の方が整っている部分も少なくない。さらに①には虫損により判読できない  
文字が一部存在するが、②の該当箇所は虫損前に書写されたために欠けるこ  
となく記述されている。

このように②は、①を書写したより新しい写本であることは明らかである  
が、その本文は①に勝る点が少なくないため、『踐祚・即位二』では①・②  
両者を底本として使用することとした。

以上、①・②を中心に『御即位叙位部類記』の諸本を紹介した。本部類記  
所収の諸記録の内容については紙幅の都合もあり全く触れられなかった。ま  
た押小路家（局務）における本部類記の作成過程、さらには③～⑦も含めた  
全体の写本系統も明らかにすべきであるが、いずれも他日を期したい。

#### 註

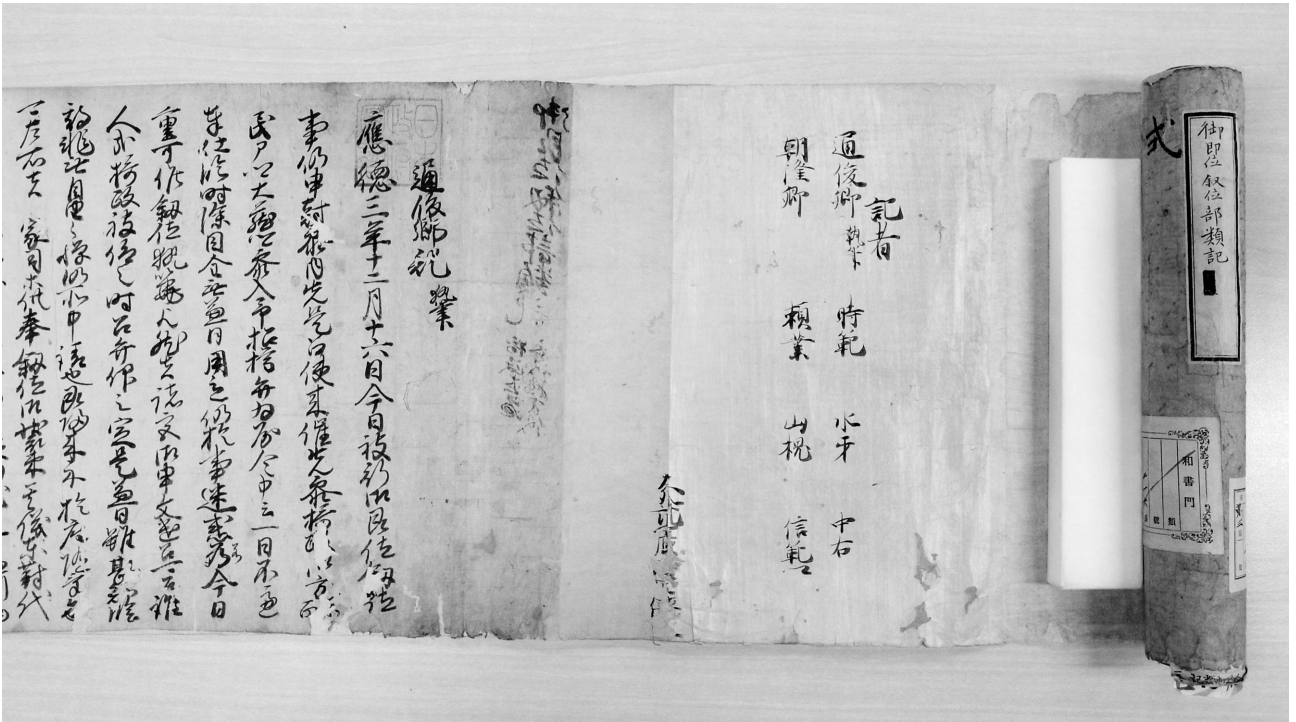
- (1) 節略本の古写本は国立公文書館所蔵『山槐記』（請求番号：古一八一三五  
五）。永享二年（一四三〇）中山定親写か。
- (2) この記文は『踐祚・即位二』六三頁に引用している。
- (3) 橋本義彦『西宮記』（『日本古代の儀礼と典籍』青史出版、一九九九年、  
初出一九九五年）。
- (4) 全文の翻刻は上野麻彩子・北村彰裕・黒田智・西尾知己「神木御動座  
度々大乱類聚」の翻刻と紹介（『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇一  
一年）を参照。
- (5) 『踐祚・即位二』第三章第一節、二六〇～二六二頁。
- (6) 田島公「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料的・目録  
学的研究のために―」（田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』思文閣出版、  
二〇〇三年）。
- (7) 東山御文庫所蔵御物（勅封一四一―二三）『御即位家記抄』所引『家記』、

- 仁治三年(一二四二)三月九日条「権右少弁藤原親頼・大外記師兼・大夫史季繼・予列立公卿幔南、北西面、公卿南上西面也、弁、以下北上云々、可為南上敷、」当部所蔵柳原本(柳一三六七)『即位由奉幣礼服御覧等部類』所収「口筆」、寛元四年(一二四六)二月十一日条「入神祇官北門外記、史等在門、各踏躰、」、当部所蔵九条本(九一四六)『御即位部類』所引『不知記』、正元元年(一二五九)十二月八日条「右中弁・外記・史不列居、公卿列東方、南上、西面、」など。列立する位置については、例ごとに微妙に異なり一定ではない。
- (8) 註(7)『家記』、仁治三年三月九日条「弁・外記・史各五、着幄座、弁、史奥座、五位外記二、人端座、西上、少納言高経不着之、不審也、六位外記・史・内記等不着幄座」。なお、『家記』には六位の者はこの幄に着さないとあるが、本史料で着座した少外記中原康綱は当時六位であった可能性が高く(兼帯の官職より推定)、この観念が常に守られていたかは判断を留保したい。
- (9) 永井晋編『官史補任』(続群書類従完成会、一九九八年)、その他『継塵記』・『公敏卿記』・『資宣卿記』など。
- (10) 即位由奉幣の行事ではなく、即位礼関連儀式全体の運営に関わる臨時的官職。左大史が任命されるのを例とした。
- (11) 註(9)『官史補任』、遠藤珠紀「官務「家」・局務「家」の成立」(『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年)。
- (12) 田島公「氏爵」の成立―儀式・奉仕・叙位―(『史林』七一―、一九八八年)、畑中彩子「平安時代における即位叙位の特質―東宮官人を例に―」(『学習院史学』四一、二〇〇三年)。なお田島論文は、本部類記の諸本のうち⑤・⑥・⑦を使用している。
- (13) 以上三記は『大日本史料』に翻刻があり、『通俊卿記』は註(12)田島論文において一部校訂されている。また『時範記』は木本好信・中丸貴史・樋口健太郎編『時範記逸文集成』(岩田書院、二〇一八年)に①を底本として翻刻されている。
- (14) 木本好信『朝隆卿記』逸文集成稿(一)「龍谷史壇」一四二、二〇一六年)に⑦を底本として翻刻(同日条『中右記』にて校合)されている。
- (15) 当日条の『史料綜覧』・『史料稿本』(東京大学史料編纂所大日本史料総合データベース)には藤原成通・公教・家成を正三位に叙すとのみあるが、本記により即位叙位に伴う加叙であったことが判明する。
- (16) 柳原紀光の即位関係部類記の作成については新井重行「宮内庁書陵部所蔵柳原本『御即位部類』の来歴」(『東京大学史料編纂所研究紀要』三三、二〇二三年)参照。『山槐記』当該条は確かに『御即位部類』(函架番号・柳一六一八)第一冊に収載されている。
- (17) 神戸航介「押小路本『即位式』と『儀式』の写本系統」(『書陵部紀要』七二、二〇二二年)。
- (18) 『押小路師成献納本書記類目録』では三巻とあることより、御即位叙位に關するさらに別の一卷が存在するはずで、『押小路文書』として文書群を切り貼りし簿冊に整理した叙位関係文書のいずれかである可能性が高い。特に第二十三冊収載の「御即位叙位記」は、①の勘文部分と同様の正元元年(一二五九)十二月二十三日付の中原師光による「勘申加階叙位例事」を含むことから、その有力候補ではあるものの、目録番号にあたる朱書は確認できていない。
- (19) 橋口裕子「中原康富と清原家との関わり」(『国文学攷』一一九、一九八八年)。
- (20) 康富存命中の即位叙位は応永二十一年(一四一四)十二月十五日(称光天皇)と永享元年(一四二九)十二月十三日(後花園天皇)があるが、年齢に鑑みる(応永六年生まれ)に、永享元年の即位叙位に伴う整理の可能性はある。『薩戒記』同日条によると、この日行われた即位叙位儀で、康富は宮文を取り小庭に列立した外記としてその名が見える。
- (21) 当部所蔵『御即位式』(函架番号・九一五〇九三)には、押小路師定所持本を借用し書写させた旨の寛永二十年(一六四三)三月十日付の道房の奥書があり、十月の後光明天皇の踐祚・即位礼を控えたこの時期に、師定が所持する即位関係の記録・儀式書類をまとめて道房が書写させたのであろう。註(17)

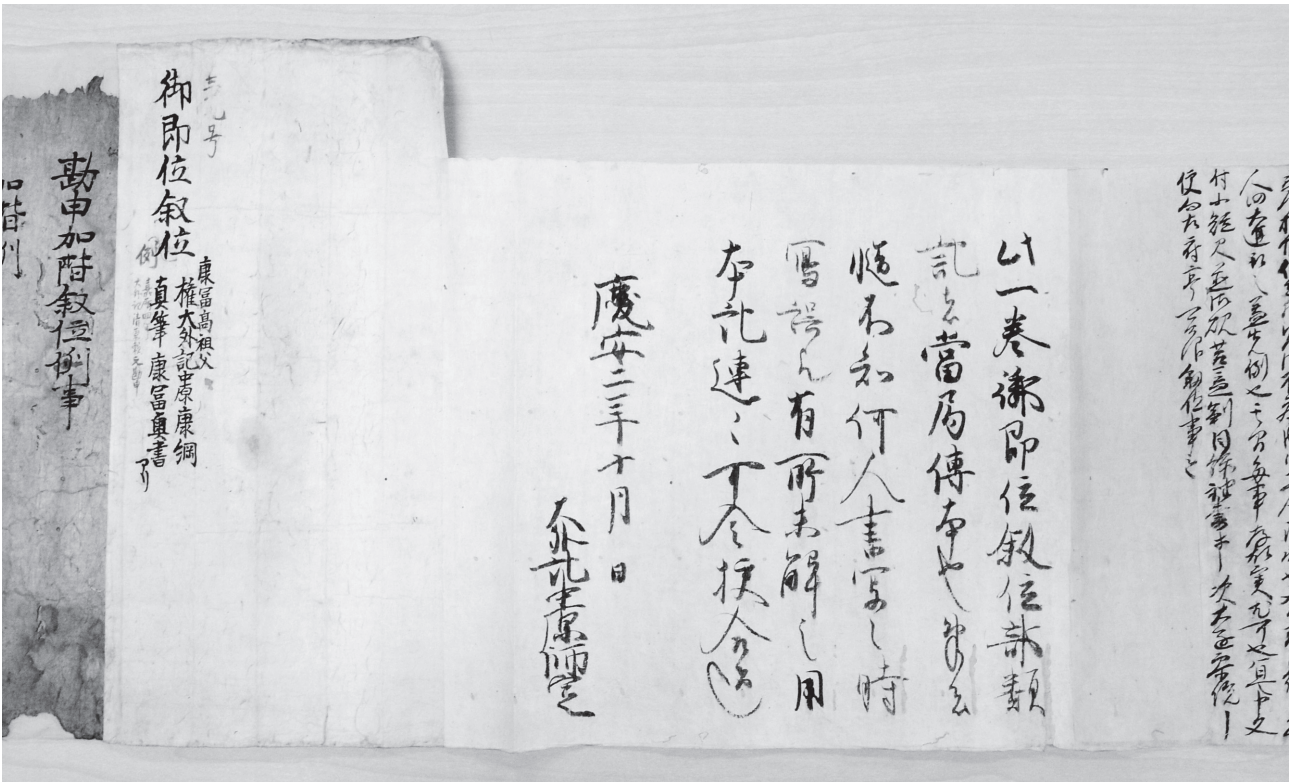
神戸論文、また石田実洋「除目抄 解題」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊古代中世篇 第四卷』汲古書院、二〇一二年)も参照。

(22) なお該当箇所について、④・⑥は「為」、③・⑤・⑦は「将」とはつきりと書写しており、②と同様の傍書は見られない。





【皇室制度史料編纂ノート（二） 口絵①】押小路本『御即位叙位部類記』冒頭部（国立公文書館所蔵）



【皇室制度史料編纂ノート（二） 口絵②】押小路本『御即位叙位部類記』慶安二年中原（押小路）師定與書